

太宰府市長 殿

印

太宰府市公文書館外貸出申請書

下記太宰府市公文書館収蔵の行政文書等の貸出しを申請します。  
なお、貸出しを受けるにあたっては、貸出条件を遵守します。

記

資 料 名	
目 的	

貸出希望期間

年 月 日 ～ 年 月 日

貸出条件

- 1 申請書に記載した利用目的以外に利用しないこと。
- 2 貸出しを受ける権利を譲渡し、又は貸出資料を他人に利用させないこと。
- 3 貸出資料を損傷し、又は滅失しないこと。もし、損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出るとともに、損害賠償の責任を負うこと。
- 4 太宰府市公文書館条例及び太宰府市公文書館条例施行規則の各規定を遵守し、公文書館の職員の指示に従うこと。
- 5 前各項のほか、公文書館の管理運営上必要があるとして貸出許可の際に付される条件を守ること。